

第 7 3 2 回教育委員会会議録

平成 2 5 年 5 月 2 1 日、御殿場市教育委員会 5 月定例会を御殿場市役所西館 2 階会議室に招集する。

1. 出席した委員

1 番委員 嶋 田 征 子	2 番委員 岩 瀬 こずえ
3 番委員 小見山 司 朗	4 番委員 稲 葉 宏 道
5 番委員 勝 又 將 雄	

2. 番外に出席した者

教育部長	教育総務課長
教育総務課技監	学校教育課長
学校教育課副参事	社会教育課長
学校給食課長	文化スポーツ課長
教育委員会事務局職員	教育総務課副参事
	教育総務課副主任

教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。
開 会 午後 1 時 3 0 分	
教育委員長	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 3 番小見山委員と 5 番勝又委員にお願いいたします。 次に会期であります。本日 1 日間といたします。
教育委員長	なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしくお願います。 初めに当局から一言お願います。
教育部長	本日は全部で 9 件の議案についてご審議いただきます。その中には、補正予算また新規の条例案が含まれております。いずれも印野の溶岩隧道丸尾苑の関係です。よろしくお願います。
教育委員長	それでは、議事に入ります。それでは最初に御教議第 1 7 号「平成 2 5 年度御殿場市一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

社会教育課長	<p>では、第17号議案について説明させていただきますが、この補正予算は、第18号議案の印野の溶岩隧道丸尾苑条例で定める施設の保全整備に関わる経費の予算であることから、まず施設の概要について説明させていただきます。御教議第18号資料をご覧ください。</p> <p>簡単にまとめさせていただきましたので、1ページをご覧ください</p> <p>(第18号議案資料1ページにより説明)</p> <p>人を集める施設ではありませんので、天然記念物としての価値を保全したということになります。</p> <p>3ページをご覧くださいと思います。施設の整備平面図でございますが、写真の一番上が穴、洞窟でございます。そこは深い部分がありますので、立ち入りを禁止するというような目的で行いました。案内看板等を設置してございます。手前側が駐車場でございます。後は見学道を整備し、見学道以外は立ち入らないように整備してあります。天然記念物の保全と同時に見る人の安全対策を考慮してあります。施設の概要については、以上でございます。</p> <p>補正予算の説明をさせていただきます。資料5の29ページをご覧くださいと思います。10款教育費 5項社会教育費 2目文化財費の委託料92万4千円、文化財事業です。こちらの予算は利用規定に関する看板設置、巡視、草刈り等です。この経費につきましては、全額印野財産区からの繰り入れとなっております。補正予算につきましては、以上でございます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御協議第17号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>穴の奥行きはどのくらいですか。</p>
社会教育課長	<p>奥行きはそんなにありません。洞窟で穴ということです。隧道にはなっておりせん。</p>
教育委員長	<p>正しくは溶岩隧道ではないですね。</p>
社会教育課長	<p>施設名称には悩みました。国の天然記念物の指定名称が「印野の溶岩隧道」となっております。その中に2つの指定地がありましたので、その指定名称を活かしました。</p>
教育委員	<p>あの辺りは、穴があるかもしれませんね。</p>
社会教育課長	<p>宅地分譲等で痛めてしまった部分もあるかもしれないと文化財担当が申しておりました。</p>
教育委員長	<p>御胎内の清宏園と連携しているのですよね。園の文字が違うのはなぜですか。</p>

社会教育課長	名称につきましては、地元と協議し、地元の意向を尊重させていただきました。苑の字は、天然記念物として格調をもたせたい、高めるイメージで決めさせていただきました。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第17号「平成25年度御殿場市一般会計補正予算(第1号)について」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に御教議第18号「印野の溶岩隧道丸尾苑条例の制定について」を議題といたします。
社会教育課長	<p>(議案朗読)</p> <p>6月の市の定例市議会に上程させていただきます条例案でございます。第1条は設置規程でございます。第1条について読み上げさせていただきます。「国指定天然記念物印野の溶岩隧道丸尾指定地の一部を見学する場として提供することにより、市民の富士山の歴史と文化の理解の向上に資するため、御殿場市印野の溶岩隧道丸尾苑(以下「丸尾苑」という。)を設置する。」</p> <p>第1条におきまして、丸尾苑が公の施設かどうか若干議論をしてみました。公の施設は、地方自治法上で規定される施設でありまして住民の福祉の向上のために設置される施設でございます。整備したものは、駐車場、ベンチや柵等ありまして、公の施設として考えられます。そして、公の施設の設置には条例が必要であるということから、第1条につきましては、「見学をする場」として提供すると目的を述べております。「市民の富士山の歴史と文化の理解の向上に資するため」は住民の福祉の向上を目的とするという規定で、公の施設として位置づけをしております。なお、都市公園等とは違いまして、目的から社会教育課で所管しているものでございます。</p> <p>続きまして、「名称及び位置」でございますが、名称は「御殿場市印野の溶岩隧道丸尾苑」を正式名称とさせていただきます。位置につきましては、御殿場市印野1383番地の116でございます。</p> <p>第3条は、「使用期間及び使用時間」を規定してございます。使用期間は3月から10月末まで、使用時間は午前9時から午後5時まで、11月1日から12月28日までは、午前9時から午後4時までと規定してございます。したがいまして、1月、2月は閉鎖いたします。この閉鎖の理由といたしましては、かなり傾斜地にある関係上、スリップ、転倒の危険性があることが予測さ</p>

	<p>れるため、この期間は閉鎖するものでございます。また、年末年始も巡視についても12月28日いわゆる御用納めの日に終了しますので、12月28日をもって閉鎖するということとなります。</p> <p>第3条の第2項に関しましては、「前項の規定に関わらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用期間もしくは使用時間を変更し、又は臨時に開場し、若しくは臨時に休場することができる」。ここに「市長は」ということがあることから、教育施設ではなく、市長が管理する施設ということになります。</p> <p>第4条の禁止行為は、丸尾苑での禁止行為を規定するものでございます。</p> <p>第5条 「使用の制限」ですが、「市長は、丸尾苑の管理のため必要があると認めるときは、その使用を制限することができる」。ここで規定しておりますのは、特に天然記念物の保全するという事は、閉鎖する事情が生じた場合又は施設を管理する事情が生じた場合を想定しております。</p> <p>第6条 「損害賠償の義務」は「故意又は過失により丸尾苑を汚損し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。但し、特別の事情があると認めるときは、この限りでない」。という規定でございます。賠償責任の規定でございます。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>第7条は「委任」は、「この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める」という規定でございます。</p> <p>第8条は、附則でございます。「この条例は、平成25年7月1日から施行する」。これは補正予算成立後に若干施設の整理区画が必要になることからこのようになっております。実際のオープンは7月10日頃になる可能性もございます。なお、地元と協議した中で、大々的に人を集めてオープンセレモニー等は予定しておりません。まずはしっかりと天然記念物を保全したということでございます。将来的には、御胎内と樹空の森と合わせた中で一体となって進めていきます。</p>
教育委員長	ただ今 御協議第18号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	御胎内温泉、御胎内等素晴らしいところですね。
社会教育課長	御胎内、樹空の森に丸尾苑を加え、遊歩道的なものできれば魅力ある施設になります。
教育委員	トイレは設置してあるのですか。
社会教育課長	トイレは設置してございません。どこまで整備すればよいか地元と協議してまいりました。周りに民家がございません。そこに

	トイレを設置すると他の問題が生じる可能性があります。
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第18号「印野の熔岩隧道丸尾苑条例の制定について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第19号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。
教育総務課長	議案書の6ページをご覧ください。 (議案朗読) この御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱ですが、御殿場市立学校設置審議会規則に基づき、市立学校の新設及び通学区域の適正を図るために委員を委嘱するものです。現在の委員の任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日となっておりますが、昨年選出した委員のうち、選出母体の構成員でなくなった4名について補欠の委員を新たに委嘱するものです。委員名簿をお開きください。下線を引いてある方が今回新たに委嘱するものです。1番の中村孝さんは校長会から、4番の滝口和男さんと5番の井出歩さんはPTA連合会から、6番の小野田求さんは区長会から推薦されています。任期は平成26年3月31日までとなります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
教育委員長	ただ今、御協議第19号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
	(質疑なし)
教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第19号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第20号「御殿場市就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。
学校教育課長	(議案朗読) この就学指導委員会については、特別な支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学指導の適正を期するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置するものです。条例の規定により構成員は15人以

	<p>内とし、医師会、知識経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は２年間となっております。</p> <p>今回、前委員の任期が平成２５年３月３１日をもって任期が満了したため、新たに平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの２年間について、委嘱又は任命をするにあたり、教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第２０号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>医師会の代表の先生は、子ども達に関係する人ですか。</p>
学校教育課長	<p>医師会からの推薦で決まっているわけですが、経験がある医師が推薦されます。小児科や内科となります。</p>
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第２０号「御殿場市就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第２１号「御殿場市就園指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>(議案朗読)</p> <p>この就園指導委員会については、特別な支援を必要とする幼児が入園しようとする、又は在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づき設置するものです。条例の規定により、構成員は１０人以内で組織し、御殿場市医師会、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をし、任期は２年間となっております。</p> <p>今回、前委員の任期が平成２５年３月３１日をもって任期が満了したため、新たに平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までの２年間について、委嘱又は任命をするにあたり、教育委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>４名の方が継続、６名の方が新規となっております。また、委員長を務める田内医師は継続という形となっております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第２１号について内容説明がなされましたが、</p>

	<p>本案について質疑を求めます。</p> <p>(質疑なし)</p>
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第21号「御殿場市就園指導委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第22号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
学校教育課長	<p>それでは、議案書の13ページをお開き願います。</p> <p>この委員については、2年任期で委嘱又は任命をしておりますが、昨年度において、平成24・25年度の2年任期で8人の方に委嘱又は任命をいたしました。</p> <p>しかし、委員の方のうち、お一人が今年度より補欠となることから、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例第3条第3項ただし書きの規定により、前任者の残任期間である、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間、委員を委嘱するものです。</p> <p>具体的には、委員名簿の7番、御殿場市立学校関係者のうち、昨年度、養護教諭の中から選出いただいた臼井悦子様から、本年4月の人事異動により喜讀祥子様に変更となったことを受け、前任者の残任期間をお願いするものです。</p> <p>よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第22号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第22号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の委嘱について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第23号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
	<p>(議案朗読)</p> <p>15ページをご覧くださいと思います。25年度の御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の名簿でございます。こちらは、学校給食センター条例施行条例第2条に規定されております。</p>

	<p>す運営委員会の委員 20 名以内と規定されておりますので、それぞれの団体に推薦をお願いしまして、各団体から推薦を受けてきた方が、校長先生、医師、PTA、薬剤師等ここに載っているような方でございます。ちなみに、再任を妨げないということで、現実的には、医師会の関係の方と食品衛生協会様からの推薦者は、昨年度と同一人物です。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第 23 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
教育委員長	<p>他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第 23 号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」は、原案どおりを承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>次に御教議第 24 号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。</p>
文化スポーツ課長	<p>(議案朗読)</p> <p>資料の 6 ページをご覧ください。スポーツ基本法第 31 条の規定に基づきまして御殿場市スポーツ推進審議会を置いてございます。本審議会の主な内容につきましては、年 2 回程度の審議会そして第 2 条の職務にありますスポーツの施設の整備に関することや当市のスポーツの推進に関することをご審議いただきます。審議会委員の定数は 20 名以内で組織しています。本日審議会条例第 4 条に基づき御殿場市教育委員会の御意見をいただいた後、6 月中旬開催される第 1 回御殿場市スポーツ推進審議会において委員を委嘱するものでございます。お手元の議案書の 17 ページには平成 25 年度から 26 年度の審議会名簿でございます。任期は審議会条例の第 5 条に基づき 2 年となり、委員の選出につきましては、選出母体に記載のある各団体に依頼し、推薦をしていただきました。よろしくご審議をお願いします。</p>
教育委員長	<p>ただ今 御協議第 24 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員	<p>条例の第 4 条の任命に (1) (2) とあるわけですが、委員の 12 番から学識経験となっているわけですが、1 番から 11 番までの委員は条例に基づく (1) (2) のどれに該当するのですか。</p>
文化スポーツ課長	<p>1 番から 14 番までの学識経験、15 番が関係行政機関の職員となります。</p>

教育委員長	他に質疑もないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第24号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりを承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第25号「平成25年度就学援助について」を議題とします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	今回、認定のご審議をお願いしますのは、平成25年度就学援助の申し出がありました35人で、新規の申し出でが33人、再審査が1人、認定区分の変更が1人であります。 具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者23人、保護者の職業が不安定な世帯の者11人、教育扶助受給世帯の者1人となっております。 提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
学校教育課副参事	それでは、内容について、私の方からご説明申し上げます。 今回の申請は小学生25人、中学生10人の計35人でございます。 資料は、1ページから6ページまでが申請者一覧表、7ページから155ページまでが申出書と所得関係等資料、157ページから162ページまでが生活保護費等計算書、また、163ページから165ページまでが要保護児童への区分変更関係資料で、いずれも両面印刷となっております。 なお、資料の差し替え分(左上ホチキス止め、A43枚)をお手元にお配りさせていただきました。 よろしいでしょうか。 (「よろしい」との声あり。) 申請者一覧表の項目は、左から、No、児童・生徒名、各種基準額等、認定要領、特記事項となっております。 それでは、申請者一覧表にもとづき、No.1から順次、ご説明申し上げます。
教育委員長	ただ今、御協議第25号について内容説明がなされましたが、

	<p>本案について質疑を求めます。</p> <p>(質 疑)</p>
教育委員長	<p>質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御協議第25号「平成25年度就学援助について」は、一部修正して承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。</p> <p>(秘密会を解く)</p>
教育委員長	<p>他に何かございますか。</p>
教育委員長	<p>他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会5月定例会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;"><u>午後3時11分閉会</u></p>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">_____ 3 番 委 員</p> <p style="text-align: right;">_____ 5 番 委 員</p>